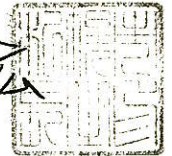


札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月12日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第27号

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の165」を「100分の175」に改め、同項第2号中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の175」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第28号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第3条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の札幌市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。